

平成29年度第2回秋田県障がい者総合支援協議会 議事録

日時：平成30年2月8日（木）

午後2時から午後4時まで

場所：秋田地方総合庁舎 601会議室

【出席者】

○協議会委員 成田会長、内山副会長、阿部委員、高橋委員、藤井委員、堀野委員、須田委員、佐々木委員（8名）

○事務局

- ・秋田県相談支援アドバイザー 田原、小野寺
- ・障害福祉課 高橋課長（調整・障害福祉班）宇佐美
（地域生活支援班）鈴木、南野、千田、保坂、沼田

1 開 会

2 あいさつ（高橋障害福祉課長）

- ・前日も協議いただいた第5期秋田県障害福祉計画・第1期秋田県障害児福祉計画は、パブリックコメントを終了した。各市町村から再度、サービス見込量等について報告されたものを反映した県計画案を本日協議いただく。2月県議会へ報告し、3月の策定を予定している。
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、この4月から施行される。これに伴い、報酬改定も実施されるので、その基本的な方向性について説明させていただく。
- ・今年度最後の協議会となるが、忌憚のない御意見を願います。

3 議 事

（1）人材育成部会の活動状況について

高橋委員

強度行動障害の方の処遇は難しいと思うが、秋田県でも10人以上が岩手県の花巻病院へ入院しており、親にしてみれば県内に入所させたいと思っている。

会合があったときに心身障害者コロニーの施設長が、強度行動障害に対応できる人材の育成が重要だとの考えで人材育成を始めており、コロニーで対応できないか取り組んでいるとの話があった。この人材育成部会でその人材育成が可能かは難しい点もあるだろうが、このような問題があることを認識いただきたい。

また、コロニーで強度行動障害の方の支援ができるようになればありがたいことである。

事務局

県では、平成27年度から強度行動障害支援者養成研修を実施しているが、研修を修了し処遇にあたった場合は、報酬も加算されるため施設にもメリットがある。

高橋委員からお話があったコロニーの取組については当課でも伺っている。

強度行動障害ということではなく、動く重症児として花巻病院で対応しており、障害福祉サービスの療養介護で全国的に運営されている。（同様の病院が）関東から北は花巻病院しかないが、南は8か所ある。

療養介護というと重症心身障害児・者が対象であり、自分で食事ができたりトイレにも行け、ただ行動障害のある「動く重症心身障害児・者」は、政策として療養介護から外そうとする動きがある。

(2) 第5期秋田県障害福祉計画・第1期秋田県障害児福祉計画について

阿部委員

福祉的就労から一般就労になるということは、周りの環境が違う所に入っていくことになる。一般就労者数を上げていくためには職場に理解者がいるかないかで大きく違ってくる。

障害者を受け入れた事業所には、障害者を専門に担当する職員が複数配置されるなどの配慮があれば、もっと数字は上がっていくと思う。

堀野委員

昨年7月以降、労働局で「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を実施しているが、職場内に障害を理解した上でサポートする人を養成しようとする取組である。その反面、そういう人がいると障害者が構えてしまう場合もある。

2月9日にハローワーク主催の「きらめき就職面接会」がある。

県内8圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターで精神障害者の就労定着支援に力を入れていこうとの動きがある。労働局からの情報だが、平成30年度にはウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センターに精神障害者を支援するための予算が措置されるようで、これは全国30か所のうちの一つである。

職場定着を進めて行く上で、職場や仕事でつまづいていると思われがちだが、実は生活場面の方が多く、それが仕事にも影響している。

ある福祉サービス事業所で障害者雇用したいとのことだったが、職員に抵抗感があるということで、啓発のための職員研修を依頼されたことがある。障害者を理解するということを更に進めていく必要があると思う。

阿部委員

問題は、職場の上の方で障害者を雇用しようとしても、一緒に働く仲間が理解してやらないと働きにくい職場になってしまう。

どういう仕事を与えるかも大切で、最初からフルタイムは無理だったら軽い仕事にするなど配慮が必要である。

須田委員

秋田市から参考資料として配布した「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」であるが、制定するにあたり各関係団体・機関から意見を伺った。その際、障害の理解が大切だとの意見が多かったが、第5条、第6条で事業者・市民に障害の理解を深め、第18条で市が障害理解の啓発活動を行うことにしている。併せて、現在策定中である第5次秋田市障がい者プランにおいても、障害の理解の促進・啓発事業の実施を重点プロジェクトとして考えている。

県の障害福祉計画について、2ページの枠外になお書きで「平成30年度に創設される、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援については、事業開始後に見込量を算定する。」とあるが、それぞれの事業について枠は作っておき、その下に注釈を入れた方が良いのではないか。

事務局

そのようにしたい。

藤井委員

発達障害者等に対する支援で、目標値の平成32年度の発達障害者支援センター相談件数が、基準値である平成28年度相談件数からほとんど増えていない状況である。支援センターの相談がいっぱいではなかなか対応できない状況だということは保護者等から聞いているが、目標値の設定理由を教えてください。

事務局

御指摘のとおり支援センターの相談件数の目標値は、大きくは増えていない。支援センターの相談件数は、これまでと同程度の相談件数と見込んで目標値を設定した。支援センター

の関係機関への助言件数は増やした目標値にしており、支援センターに集中している相談を他の機関でも対応していただき、助言していくという形を考えている。

支援センターの相談員は現在2名だが来年度は3名とし、医療療育センターの臨床心理士からも協力を得る予定である。

(3) 秋田県工賃向上計画について

佐々木委員

特別支援学校でも作業学習をしていて、作業製品の販売をしている。5～6年前は質もあまり高くなく、家族や関係者しか買わない状況であった。最近は質を上げようと取り組んでおり、注文が入る学校も増えていて、子ども達の励みにもなっている。

指導する教師の技術を上げるため専門家のアドバイスを受けたり、販売手法は秋田公立美術大学の産業デザインの専門家からもアドバイスを受けたり、地域の店、企業とタイアップして販売している。

この計画を進めて行く上でも、色々な方からアドバイスを受けることは大事だと思う。

成田会長

企業的な手法で、販路・品質向上・サービスの見直し等に繋がっていくと思うので、ただ今の意見を参考にしてほしい。

高橋委員

工賃向上で大事なものは、サービス事業所の経営力強化だと思う。一羊会では、5年ほど前から豆腐を販売しており、今は15,000円くらいの工賃だが、最初の1、2年は30,000円以上あった。もう一つは、平成29年4月、秋田市新屋にパスタの専門店をオープンしたが、工賃は50,000円以上である。サービス事業所は、利用者を支援するという点では専門だが、経営力という点では弱い部分があるので、経営力アップ、販路拡大は大事だと思う。

内山副会長

ある事業所では、作業品目についての宣伝はあったが、「量」については何もなかった。そこへ大量に発注したところ対応できない例があった。他の大きな所に、いつも入札で負けているとの話もあった。

技術力をアップするとか、生産可能数量を事前に知らせる必要があると思う。

堀野委員

就労継続支援B型事業所等で生産性を上げている利用者を事業所は手放さない感じを受ける。就労移行支援事業所は、利用者に工賃をしっかりと出してやりたいし、一般就労にもつなげたいということで、職員が手一杯の状況にある。

また、利用者自体が、ここにいれば安心だという考えで、一般企業で働くという気持ちになれるのかどうか。

色々な考え方はあるだろうが、社会の中で生きる一人として自信を持ってほしいというのであれば、柔軟な考えを持ってほしい。

阿部委員

地域活動支援センターは就労継続支援B型事業所の1/3以下の工賃である。地域活動支援センターから就労継続支援B型事業所へステップアップしたり一般就労することは、すごく良いニュースになる。いつかは一般就労したいと思っても、実際はできない人達が十数年、施設に残っている。その人達に対して、もう少し高い工賃を支給したいと思うが、今の地域活動支援センターではできないのが現状である。

(4) 平成30年度障害福祉サービス等報酬の改定等について

高橋委員

食事提供体制加算について、平成30年3月末で廃止される予定だったが、継続されることになった。これは、事業所に通って昼食の提供を受ける際、例えば1食500円だとすれば300円が加算提供され利用者負担は200円になるものである。加算が廃止されれば利用者の負担は大きくなってしまう。

今回、継続されるのは3年間であり、今後またこの問題は出てくると思う。

(5) その他

意見等なし。

4 その他

意見等なし。

5 閉 会